平成２５年度　事業概要報告

事件数割会費制度について検討を開始して３年になります。この間、旅費規程の見直しをし、その他の支出についても細部にわたり検討を重ね、当会が現在一年間に必要と思われる予算額について一定の結論を見出したとの判断から、平成２６年２月に臨時総会を開催し、その検討結果を皆様方に提示の上、事件数割会費の廃止についてご承認をいただきました。今時の司法書士の業務の形態を考えて、これが最善の方法であるとの認識のもとに進めてきましたが、結果として約半数にあたる会員の皆様方には、これまで以上の金銭的ご負担をおかけすることは紛れもない事実であり、当日の皆様からいただいたご意見を重く受け止めて、これを２６年度以降の会務運営に反映していかなければならないものと思います。

さて、本年度事業の詳細は以下に続く各部の報告書のとおりであります。執行部としては、各部担当者の努力により当会の限られた予算の中で十分な事業がなされたものと考えておりますが、会員の皆様には、あらたな視点での積極的なご意見をいただき、反省の材料とし、今後さらに充実した事業執行に努めたいと思います。

平成２５年度　総務部事業報告

総務部長　赤　井　博　義

１．改正会則認可申請（平成２５年７月申請、１０月認可）
　　綱紀調査委員に関する改正部分について

２．会員証の発行（平成２５年７月　７８名以後都度４０名）

３．会員名簿の発行（平成２５年１０月）

４．近司連東日本大震災支援事業への協力（平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月）
　　・・・・・別紙①

５．相続財産管理人等被推薦候補者名簿への登載（平成 25 年 12 月）及び推薦基準達成のための指定研修の実施（平成 25 年 11 月）

（既登載者数　３６名
被推薦者数　　１名
平成２５年度新規登載者数　７名）

６．会館耐震調査（平成 25 年 12 月）
　　実施業者：海設計工房

７．会館３Ｆ和式トイレの洋式化（平成 25 年 11 月）

８．ＡＥＤ設置（平成 25 年 10 月）

９．非司調査への協力・・・・・別紙②

１０．法務局との事務打合せ（平成 26 年 2 月）

１１．会務システム導入（平成 26 年 3 月）
　　会員情報一元管理のため

１２．印刷機リース開始（平成 26 年 3 月）

１３．会史編纂

１４．諸規則見直し

・和歌山県司法書士会会館管理運営規則

・戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程

・和歌山県司法書士会業務賠償責任保険運用規程

・相続財産管理人等被推薦基準取扱要領

以　　上

近司連東日本大震災支援事業への協力(相談員)

(別紙①)

氏名	目的	日付
楠見　郁夫	岩手県宮古市 相談センター相談会 巡回(山田町)相談会 (１１/３０・１２/1)	１１月２９日～１２月１日
大宮　一郎	岩手県宮古市 相談センター相談会 巡回(山田町)相談会 (１２/１４・１２/１５)	１２月１３日～１５日
平田　正明	岩手県宮古市 相談センター相談会 巡回(山田町)相談会 (１２/２１・１２/２２)	１２月１９日～２２日
野嶋弘太郎	福島県相馬市 市役所相談会 復興支援事務所(南相馬市)相談会 (1/３１・2/1)	1月３０日～2月1日
和田　佳人		1月３０日～2月1日

（別紙②）

非司調査（司法書士法施行規則第４１条の２の規定による調査）

１．本局登記部門

①調査日時　　平成２５年１１月２１日　午前９時～午後４時

②調査対象　　平成２４年６月１日から同月２９日までの不動産登記申請書類（表示に関する登記申請書類は除く）及び商業法人登記申請書類

③調査件数　　不動産　　２７００件

商業法人　１１２６件

④調 査 員　　桝谷知樹、弥勒多加志、三木菊夫、薮中正浩、赤井博義、泉好一宮脇直也、井上弘一、菱井明人、境勇人、野田真秀、上代浩嗣

２．田辺支局

①調査日時　　平成２５年１１月１５日　午前９時～正午

②調査対象　　平成２５年２月１日から同年３月２９日までの不動産登記申請書類（表示に関する登記申請書類は除く）

③調査件数　　不動産　　２２９２件

④調 査 員　　寒川真典、野田明弘、菊池正紀、栗原雅人、松下哲也、鈴木静生、五嶌幹夫、武田明男、松下忠弘

平成２５年度　経理部事業報告

経理部長　阪 田 英 司

１．平成２４年度決算報告及び平成２５年度予算案策定

平成２４年度の決算報告書が完成したので、第１回経理部会において、決算書の内容を検討した。

各部長からの予算の概算要求を踏まえ、経費節約を念頭に、平成２５年度の予算案の策定作業を行った。

但し、今年度も日司連助成金が前年度より若干減額されるものの、交付が見込めることから、事業費については、平成２４年度決算額を約１３４万円上回る予算をつけた。

２．定額会費一本化に向けての検討

平成２６年２月開催予定の臨時総会において、事件数割会費を廃止して、定額会費に一本化する議案の可決承認を目指すことを確認した。

第２回及び第３回経理部会において、次の通り具体的作業を行った。

（１）次のグラフ等の作成

①年度別事件数割会費収入推移グラフ

②事件の種類毎の事件数の推移グラフ

③１月あたりの定額会費金額ごとの負担が増減する会員数シミュレーション

（２）月額会費金額の検討

上記（１）③のシミュレーションを参考にしながら、定額会費金額を４パターン（月額１７，０００円、月額１７，５００円、月額１８，０００円、月額１９，０００円）で仮定し、パターンごとに、会費をその金額とする「趣旨」、その金額でやりくりしていくための「前提条件」、及び会費をその金額とした場合の「影響」を検討した。

（３）支出や事業の見直し

前年度決算及び今年度予算をもとに、不必要・非効率な事業や支出がないかを再度慎重に検討したが、特段無駄な支出等は見当たらなかった。

（４）愛知県会事件数割会費訴訟の検討

愛知県会事件数割会費訴訟の概要について各自内容の検討を行った。

第４回経理部会において、第４回常任理事会での決定事項を確認し、『必要な予算額』及び『実質負担額』を検討した。

その結果、次の３事業に加算額を付けた。

加算額は、企画費金２０万円、研修費金２０万円、相談事業費金４０万円の合計金８０万円とした。

以上の結果を踏まえて、１月あたりの定額会費金額を金１８，０００円とすることを経理部会の決定事項として報告した。

又、「繰越金」及び「積立金」は、定額会費の金額を縮小するためには使用せずに、会館改修等の必要な支出に充てるべきであるとの報告をした。

３．旅費規程の見直しについて

旅費規程の内容が適切か否かを検討すること自体は常に必要であるが、検討の結果、現時点においては旅費規程の見直しは行わない、という結論に至った。

以　　上

平成２５年度 企画部事業報告

企画部長　阪　本　秀　人

昨年の定時総会において承認されました事業計画に基づき、前企画部からの事業を引き継ぎ取り組みました。

企画部会においてオンライン申請推進対策会議及び司法書士制度対策協議会の設置を決め、事業を分担して行うことにしました。

オンライン申請推進事業については、本会と和歌山地方法務局との協力の下、双方合同のオンライン申請推進対策会議において協議をし、双方での意見交換及び推進に向かっての方策を検討し、司法書士法改正大綱の検討についても、本会の意見集約のためのアンケートを作成し研修会参加の会員の協力の下、集計し内容をまとめることができました。

また例年どおり法教育活動について昨年度と同様の活動を行っております。

以下、報告致します。

１．　オンライン申請推進事業

①法務局とのオンライン申請推進についての協議

《第１回》

日　時　平成２５年８月２６日　午後３時から午後５時

場　所　和歌山地方法務局

出席者　法務局側　５名

司法書士会側　岡本会長、伊澤（徹）副会長、楠本理事
南口会員、阪本部長

議　案　・オンライン申請の現状

《第２回》

日　時　平成２５年１０月２３日　午後３時から午後４時

場　所　和歌山地方法務局

出席者　法務局側　　２名

司法書士会側　阪本部長

議　案　・県内のオンライン申請の現状

・県内司法書士へのオンライン申請協力要請について

②和歌山地方法務局と司法書士会と合同のオンライン申請への協力要請

和歌山地方法務局本局、支局及び出張所へ協力要請及び実施日

本局管内　　：日　時　平成２５年１１月２１日
　　担当者　伊澤（徹）副会長
岩出出張所管内：日　時　平成２５年１１月１４日
　　担当者　阪本部長
田辺支局管内　：日　時　平成２５年１１月１５日
　　担当者　阪本部長
橋本支局管内　：日　時　平成２５年１１月１９日
　　担当者　阪本部長
新宮支局管内　：日　時　平成２５年１１月２０日
　　担当者　間所新宮支部長
御坊支局管内　：日　時　平成２５年１１月２７日
　　担当者　岡本会長
湯浅出張所管内：日　時　平成２５年１１月２７日
　　担当者　岡本会長

２．　司法書士法改正大綱についての検討

前年度検討できなかった司法書士法の改正についての検討及び司法書士制度の諸問題の検討のため司法書士制度対策協議会の設置を決めた。

昨年１０月、日司連から１１月３０日までに、司法書士法改正大綱について各単位会での検討ののち、改正の優先順位についての意見書をまとめて報告してほしいとの要望に応え、本会会員においても法改正大綱アンケートを作成して行い、それらの結果を参照にして報告書をまとめた。

①協議会の活動については以下のとおり

第１回　日　時　平成２５年８月３１日（土）　午後１時より
　　場　所　和歌山県司法書士会館　４Ｆ会議室
　　議　案　・協議会の運営・管理方法等の決定
　　・司法書士制度の将来について（総論）の協議

第２回　日　時　平成２５年１０月１７日（木）　午後５時半より
　　場　所　和歌山県司法書士会館　４Ｆ会議室
　　議　案　・第１回の協議会の報告を受けて
　　・日司連の司法書士法改正大綱
　　・日司連の法改正についての優先順位
　　・各々の改正についての優先順位
　　・アンケートをどうするか？

第３回　日　時　平成２５年１１月７日（木）　午後５時半より
　　場　所　和歌山県司法書士会館　４Ｆ会議室
　　議　案　・第２回の協議会の宿題を受けて

・兵庫、京都での日司連の説明会について
・司法書士法の改正の優先順位

第４回　日　時　平成２５年１１月２６日（火）　午後５時半より
場　所　和歌山県司法書士会館　４Ｆ会議室
議　案　・兵庫、大阪での日司連の説明会の報告について
・第３回の協議会の報告書の確認
・11 月 23 日(土)全体研修会時のアンケートの結果

②司法書士法改正大綱についての１１月２３日のアンケート結果
（アンケート回収　５０部）

Ｑ１司法書士法改正大綱を読んだことのある会員（16 人）
読んだことの無い会員　（34 人）

Ｑ２日司連の司法書士法改正の動きを聞いたことがある会員
（34 人中 14 人）
法改正の動きを今回まで知らなかった会員（34 人中 20 人）

Ｑ３初めて司法書士法改正大綱の存在を知った会員（20 人中 15 人）

上記の結果、司法書士法改正の動きを知っているだろう３０人中のアンケート結果を抽出し、１位を 2p、２位を 1p ととして、ポイントを計算し、重要事項の順位をつけた結果です。

Ｑ４の優先順位について
第１位　(2)法律関係文書を作成　21p
第２位　(1)家事に関する事件の代理権　14p
第３位　(5)現行の差横断業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応じること」に改める　13p

Ｑ５についての優先順位
第１位　(4)懲戒制度に関する除斥期間をおく　25p
第２位　(1)懲戒権者については業務禁止につき法務大臣を処分権者とし、退会処分、業務停止、戒告につき司法書士会会長を処分権者とする等　24p
第３位　(3)全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備する　12p

Ｑ６の懲戒制度の除斥期間についての回答

１年	２人	２年	２人	３年	２５人	４年	１人
５年	１１人	７年	４人	１０年	１人	無回答	４人

以上の結果でした。

３．　高校生法律講座実施

高校生約１２００名の８校の生徒の方々に対し法律講座を実施致しました。

内容は、日司連作成のＤＶＤの視聴（タイトル：多重債務に陥らないために）、企画部で作成したパワーポイントを使って契約の基礎知識及びＤＶＤの解説、最近の悪質商法の事例紹介、また奨学金についての問題、就職後の労働問題等も行いました。実施校、実施日は以下のとおりです。

①場　所　粉河高校
日　時　平成２５年１１月１２日（火）　13:30～14:30
受講者　進路が決定した３年生　約６０人
担当者　南口会員　阪本部長
内　容　多重債務に陥らないために　奨学金の問題。

②場　所　紀央館高校
日　時　平成２５年１２月１１日（水）　13:50～15:10
受講者　３年生　　約２００人
担当者　南口会員　野田会員　川田会員　廣畑会員
内　容　多重債務に陥らないために　悪質商法の事例紹介

③場　所　和歌山信愛女子高等学校
日　時　平成２５年１２月１２日（木）　13:30～15:30
受講者　２年生　　約２５０名
担当者　守屋会員　福留会員　赤崎会員　阪本部長
内　容　多重債務に陥らないために　悪質商法の事例紹介
私がこの仕事を選んだのは[進路を決めるにあたって]

④場　所　橋本高等学校
日　時　平成２５年１２月１７日（火）　13:25～15:15
受講生　進路の決定した３年生　約６０名
担当者　和田会員　正木会員　阪本部長
内　容　多重債務に陥らないために　悪質商法の事例紹介

⑤場　所　星林高等学校
日　時　平成２５年１２月１９日（木）　13:25～15:15
受講者　進路の決定した３年生　約１５０名
担当者　野田会員　福留会員　阪本部長
内　容　多重債務に陥らないために　悪質商法の事例紹介

⑥場　所　耐久高等学校
日　時　平成２６年１月１０日（金）
受講者　進路の決定した３年生　約１４０名
担当者　守屋会員　福留会員　菊屋会員
内　容　多重債務に陥らないために　悪質商法の事例紹介
一人暮らしを始めるときの注意点

⑦場　所　和歌山工業専門高等学校
日　時　平成２６年１月２２日（水）　16:15～17:15
受講者　５年生　　約１００名
担当者　楠本副部長　阪本部長
内　容　多重債務に陥らないために　悪質商法の事例紹介
労働問題

⑧場　所　貴志川高等学校
日　時　平成２６年１月３１日（金）
受講者　３年生　　約２４０名
担当者　南口会員　守屋会員
内　容　多重債務に陥らないために　悪質商法の事例紹介

以　上

和司発第　３４３　号
平成２５年１１月２９日

日本司法書士会連合会
会長　斎木　賢二　殿

和歌山県司法書士会
会長　岡　本　恒　男

司法書士法改正要綱案策定に関する意見書

はじめに

これまでの貴会の司法書士法改正に対するご尽力に敬意を表しますとともに、今般の説明会及び意見交換会の開催、単位会等に対する意見募集に対し感謝申し上げます。

当会は、企画部事業として今年８月に「司法書士制度対策協議会」を立ち上げ、現在司法書士法改正にテーマを絞って協議を継続中です。

メンバーは名誉会長から青年会会長まで、ベテラン・中堅・若手によりバランスよく構成され、コンセプトとして常に司法書士会の使命・現状に対する危機感を念頭に置きながら、時には外部有識者から国民目線の声を聞きつつ運営しています。

当初から、その成果を「提言書」にまとめ、貴会に提出し、一人でも多くの会員の声を中央に届けることを目標としていましたところへ、９月に意見募集のご案内をいただきました。

ただ、協議会は本日までに４回開催いたしましたが、まだまだ議論を深めるための時間が足りず、当会の統一した見解を確立する段階に至っておりません。

従いまして、以下に述べます各論部分は、既に行ったアンケート調査結果や、メンバーの意見を集約した内容となっております。

しかしながら、折角の意見表明の機会ですので、例えば「相談業務」につき、メンバーたちが、どういう具合に議論を展開しているのか、ごく一部ですが紹介させていただきます。

『要綱案にある「業務範囲内の事案について相談に応じること」の文言に違和感がありますね。』

『原因は、受任後の業務の際に行う相談、つまり５号と７号の相談をまとめて表現したことに止まっているからでしょうか。』

『連合会は、前提となる本体業務を拡大することにより、相談業務も拡大すると言ってますが、相談業務はそもそも本体業務と不可分のものではないはずでしょう。』

『問題の所在が見えていないケースの場合、スタート時点で依頼者は、どの専門家に相談したら良いのか解らないから、弁護士だけでなく、税理士や社会保険労務士、もちろん司法書士にもアクセスしてくるのが普通ですよね。』

『話が進んだ段階で交通整理ができて、この事案は税理士さんの業務、場合によっては複数の専門家にお願いしなければ解決しない事案もあるでしょう。そこではじめて、法律文書作成か登記申請か訴訟提起か、受任すべき本体業務が見えてくるわけです。』

『今お話の出たアクセスから交通整理までの受任する前段階のプロセスも、りっぱな相談業務であり、司法書士の職責ですよね。』

『ところが簡裁代理権がスタートした平成１４年以後、このプロセスの間に、業務の仕分けに当たる１４０万円のハードルを持ち込んでくるから、弁護士以外の専門家たちは萎縮するし、相談にきた国民は困惑するのだと思います。』

『だから多くの司法書士会員は、今まで行っていた相談業務を普通に安心してできるように改正を望んでいるのでしょう。』

『最初の話に戻りますが、「業務範囲内の事案について相談に応じること」の文言どおり法改正が実現しても、解決にならないような気がしますね。』

『それでは、**「司法書士の職責に基づき、相談業務に応じること」**が国民のニーズにも合致するし、会員もおかしな制限のない相談業務を安心して行えるのではないでしょうか・・・』

以上は会議のほんの一部ですが、協議会は今後も法改正のための戦略や戦術を含めた議論を継続します。

要綱案が成立した場合でも、当会から「提言書」を貴会にお送りするかもしれませんので、その節はよろしくお願いします。

最後になりましたが、貴会と日司政連の連名により平成２５年１１月６日付で発表された「平成２６年度政策要望」のⅢ司法制度改革関連要望１（２）に、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務を国民に利用しやすく頼りがいのあるものにするため、受任事件の執行代理権及び上訴における関与権を含め、平成１４年法改正時の衆参附帯決議の実現を求める、とあります。

「執行代理権」「上訴関与権」は共に地方裁判所管轄の業務であり、前者は、要綱案において、実績不足の理由で中長期検討事項として今回の法改正からは外れる事項、また「上訴関与権」は大綱に全く記載されていない事項です。

政策要望の趣旨は、多くの課題の中から喫緊のものを優先的に取り上げて、全国の議員連盟所属の国会議員に陳情するための文書だと理解しております。

今の大事な時期に、司法書士法改正要綱案の最重要点事項１（３）にある簡裁訴訟代理等関係業務を横に広げようとする方向性と、政策要望の地裁管轄である縦に伸びようとする方向性に整合性が見られません。

これでは、陳情を受けた国会議員の皆様も、自分たちは何に対しどう動けばよいのか混乱する事でしょう。

今一度、最重要点事項に目標を絞り無駄な動きはやめて集中しませんか。そのためには、貴会、日司政連、議員連盟所属の国会議員の選抜チームにより、要綱を法改正につなげるための戦略会議を開催するのも一つの方策だと思います。

この先、法改正の過程において、法務省との協議が難航したり、他士業等からの圧力が生じることも十分予想されますが、どうか、貴会・日司政連・議員連盟が三位一体となって乗り切られ、見事法改正を実現されることをお祈り致します。

（企画担当副会長　伊澤　徹）

意見募集事項　１　について

会員に対しアンケートを実施した結果次のとおりの優先順位となりました。

優先順位　上位３位
１位（２）「法律関係書類を作成すること」を新設すること
２位（１）「家事に関する事件につき代理すること」を新設すること
３位（５）現行の相談業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応じること」と改める

アンケート方法
・当会の司法書士制度対策協議会　構成員１１名の集計結果
・当会の全体研修会における出席者６０名中５０名の集計結果

上記２つのアンケートを別に行い集計しましたが、結果は同じでした。

当会の協議会では、意見募集事項の順位付けの理由ということにこだわらずに、各々の現状の疑問点と改正のためのプロセスを議論しておりました。

第１（２）「法律関係書類を作成すること」を新設すること

１　現状の疑問点

①売渡証書（売買契約書）
登記原因証明情報になるものであり、売渡証書については、未登記物件も記載することがあります。売主や買主の依頼により、未登記物件のみの売渡証書の作成を依頼されることもあります。それは可能か否か。現在の業務の解釈では否と考えられています。
不動産の専門家であるはずの司法書士が未登記物件についての名義変更手続には関与できません。

②使用貸借契約書
不動産の貸借契約書の作成依頼について、賃貸借契約書の作成はできますが、使用貸借契約書の作成はできません。依頼者の目の前で、「使用貸借契約書は作成できないのです」と言えば、依頼者が「どうして？」と当然尋ねま

す。明確な回答をすればするほど『司法書士は不便な資格者ですね』と理解されてしまいます。

③株主総会の議事録等

役員変更の議事録の中で役員変更の決議はもとより役員報酬についても決議内容を記載するときがあります。また一方で役員報酬のみの決議内容を記載するときがありますが、その議事録の作成はできません。

④相手方への通知書　内容証明郵便、裁判外和解の合意書(和解書)

将来、依頼者の意向により裁判所への書類を提出する業務を受託し、裁判所へ書類を提出すれば、上記書類作成は全て可能であるとの解釈、又はそのような状況でも紛争性が帯びる場合はできないという解釈があります。

前出の解釈をとったときでも、万一訴え提起等、裁判所に書類を作成しなかったときには、それらの書類の作成の報酬は受領できなくなるおそれがあります。

2　改正のために

登記業務の依頼者の意思確認をしていくうえで当然依頼者の契約内容を把握する必要があり、その意思確認を確定する過程で、当然契約書（売渡証書）を作成するという作業も出てきます。特に不動産売買、貸借のように価値高額な対象物の契約については後日紛争を回避し、予防司法に努めることこそが、「司法書士の目的である、国民の権利と財産を守ること」に繋がるはずです。

議事録の作成においても、依頼者に対し特別法である会社法の解釈を理解しやすく説明し、総会、役員会の議事、議決内容を記載して、また保存期間中、誰が閲覧しても簡易で読みやすい議事録を作成することが、これも後日の紛争を回避することに繋がります。

司法書士に通知書、内容証明郵便、合意書（和解書）等の作成権限がないと、司法書士による法律内容を整序的に解釈した条項を書類に記載して提供することもできません。

現状の司法書士法の５号相談が可能であるなら、当然上記書類等の作成はできるものと考えても些かの疑義は無く、司法書士全員が作成できてしかるべきであります。

第２　（１）「家事に関する事件につき代理すること」を新設すること

１　現状の疑問点。

①遺産分割未了の不動産の相続登記申請を行う上で、分割協議者からの登記申請の受任しているのに、調停を申立てるときには代理人として申立ができません。離婚等夫婦関係調整の調停についても申立のときには代理人にはなれません。これらの場合まず司法書士が裁判所への提出書類作成業務として調停申立書、申立人の言い分、上申書、準備書面等の名目で書面を作成し、調停の際依頼者が裁判所に提出します。しかし調停室では自分の言いたいことの半分も言えずに帰ってくる依頼者もおります。

②不動産相続登記に関する依頼を受任し、その中で相続放棄の申述手続を行うにつき司法書士に対して相続放棄申述手続の代理人として依頼されてもできません。裁判所への提出書類作成業務として対応しています。

しかし上記①②とも依頼者が入院中又は遠方に居住しているなど裁判所との連絡を直接取ること、アクセス等困難な場合には、手続を断念して、弁護士に依頼するしかなくなります。

弁護士に依頼するのが悪いというのではなく、依頼者が二箇所で二重に費用を負担し、出向くことを肉体的、精神的に憂いているのです。

２　改正のために

平成１４年衆参両議院附帯決議事項は尊重されなければなりません。
ただ、司法書士にその能力が無ければ、新たな代理権は獲得しても国民に迷惑がかかります。

司法書士には能力が無いのでしょうか。平成１２年成年後見人制度の改正後、司法書士の成年後見人選任率の飛躍的な増加、相続財産管理人、不在者財産管理人等の受任者の増加、さらに司法書士規則第３１条業務としての財産管理業務事件の急増等、司法書士にはそれら家事事件業務の実績があります。

さらに司法書士は簡裁代理権の範囲内で代理人として法律判断権を有し、さらには上記財産管理業務をするうえにおいても法的判断業務を行なってきたという実績もあります。

また従来、司法書士は相続登記申請手続に際して、不動産の遺産分割協議においてもＡＤＲ的な裁判外紛争解決を行なってきた実績もあります。

司法書士と家庭裁判所とは、従来の甲類事件を通じて、密なる関係を築いてきておりました。それは数十年前からの家事事件の裁判所提出書類作成の事件数からも見て取れます。

これらにより司法書士が家事代理権を獲得しても能力を発揮していくことが十分可能ですし、国民側からも司法アクセスも広がり、家事事件の紛争解決に今以上貢献できる資格となると考えます。

第３　（５）現行の相談業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応じること」と改める

１　現状の疑問点

司法書士の簡裁代理権獲得以前の相談業務については、司法書士業務に関する全ての相談を行ってきました。

しかし平成１４年の司法書士法改正での簡裁代理権獲得後、「代理権の有無が法律相談権の有無として考えられる」という日弁連での論理を適応されてしまいました。日弁連は司法書士が簡裁代理権獲得以前の昭和５４年６月１１日の高松高裁の判決を根拠にしているようです。

現在、簡裁代理権を獲得した司法書士は、金１４０万円の範囲内では、法律相談を行なってもかまわないということになっています。

しかし、そこには次のとおり矛盾があります。

金１億円の金銭消費貸借契約と金１００万の金銭消費貸借契約とでは、適応する法律の要件事実は違うのか否か？勿論「否」、同じです。「訴訟物の額の大きい、小さい」があっても、要件事実は同じで、法律判断も同じであります。

司法書士の代理権の範囲は、確かに簡易裁判所の訴額金１４０万円に限られています。法律で定められているので仕方ないかもしれません。

しかし法律判断ができるできないの能力について、先ほど述べたように、訴額の大、小によって、法律判断が違わないのであれば、司法書士に１４０万円までの簡裁代理権があり、その範囲で法律相談でき、法律判断できる能力があるということは、当然金１４１万円の金銭消費貸借契約の法律判断はできるし、金１億円の金銭消費貸借契約の法律判断はできると考えるのが自然であると考えます。

申し上げたいのは、司法書士の代理権の範囲は法律で定められているのです

が、法律相談権、法律判断権については、法律では定められていません。つまり独善的な日弁連の解釈なのです。その解釈に踊らされた結果、現状の不具合が生じています。

解釈なら変更すれば良いのです。この論理の矛盾を突き、突破口にして変更していくのも一つの戦略であるとも考えます。

２．改正のために

もし現状の文言のまま法改正を行なうのであれば、従来の５号相談業務、７号相談業務の考え方がそのまま残るものであり、現状となんら変りません。

当会のアンケートの結果、（５）の相談業務が上位３位であったのは、この文言のままで、法改正して欲しいという意味ではなく、「業務範囲内の事案について法律相談に応じることができるようになればよい」という考えが根本にあったようです。

現時点の議論の集約として「司法書士の職責に基づき、相談業務に応じること」という文言のほうが司法書士実務を的確に表現していると思いますので、ご提案いたします。

連合会が法律相談権について、家事代理権や簡裁の全ての民事事件の代理権の獲得を通じて、法律相談権を獲得しようとしている方策については、実現性から考えても難しいと思いますので賛成できません。

それよりも、司法書士と国民とのアクセス及び紛争予防の機能として相談業務を捉えていただき、前述の論理を使って解釈論で突破していただきたいと考えます。

意見募集事項　２について

懲戒制度の改善

（１）から（５）までの優先順位をつける前出のアンケートを行い、集計の結果＜（４）の除斥期間を置くこと＞が、第１位となりました。

その期間について、アンケートでは、［適当な期間は、何年位とお考えですか？］との問いにかけに、［３年］という回答が半数近くありました。

現状の懲戒制度では、例えば１０年、２０年前の事件についても処分される

おそれがあります。我々日常の業務の中で、一つの事件についてをそんなに詳細に記憶しているものではありません。数年も経過すると記憶も曖昧になってきます。それにもかかわらず懲戒制度の除斥期間が無く、現状では何十年前の事件の業務処理について懲戒を求められても、それは理不尽としか言いようが無いと考えられ、さらに処分する側もあやふやな情報で処分するしか方法が無く、制度としても疑問を持たざるを得ないと考えられます。

意見募集事項　3　については、当会では現在のところ検討しておりません。

以上、当会の司法書士制度対策協議会での検討結果を報告致します。

（企画部長　阪本秀人）

平成２５年度　研修部事業報告

研修部長　福　辺　昌　紀

会員の方々の実務の一助になるような研修を、開催できたかどうか甚だ心もとないですが報告をします。なお、実施した研修は別紙に記載しています。

１．全体研修会について

平成２５年度は、１１月に会員参加型研修として、執務検討委員会の委員の方々を講師にお招きし、実務上の問題点について研修しました。

参加者は、論点について、講師の方の解説を聞き、また参加者同士で議論することによって、より深く知識を習得できたように感じました。

また、２月には改正家事審判法について研修を行いました。平成２５年４月より、改正後の運用がなされていましたので開催時期が遅くなったのが反省点です。

同じく２月には信託法の研修を予定していましたが、当日、関東地方が雪のため講師の方が来和できない状況となり、急遽 DVD 研修を行いました。

交通機関の問題だけでなく、講師の方の体調等の問題もあり、検討課題となりました。

２．支部研修について

平成２５年度も支部研修では、DVD 研修を行いました。毎年度支部研修を行っている関係上、研修を行っていない DVD が少なくなってきました。今年は、日司連より研修用に送られてきた DVD は、１～２年の期間限定の物が多く、支部研修の在り様も考えていかなければならないように思いました。

３．年次制研修について

年次制研修は倫理の研修が中心です。倫理の研修は、自己で行うのは難しく、また受講しないと年々低下するように思います。該当者以外の会員も、是非受講していただければと感じました。

以　　上

（別　紙）

実施した研修

１．平成 25 年 7 月 20 日　橋本支部研修（橋本市）　【単位 2･5】
　①　「自死問題に取り組む留意点とメンタルヘルスの基礎知識」
　②　「多重債務相談と自殺予防」
　③　「相続登記と自死遺族支援」

２．平成 25 年 8 月 3 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 4･5】
　①　「法定後見等の相談･申立」
　②　「成年後見の基礎事務①」
　③　「成年後見の基礎事務②」

３．平成 25 年 8 月 4 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 4･5】
　①　「任意後見の基礎事務」
　②　「認知症の理解」
　③　「後見業務への心構え、後見人等の倫理」

４．平成 25 年 8 月 10 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 4･5】
　①　「精神障害者への理解」
　②　「成年被後見人の選挙権の剥奪」
　③　「成年後見制度の理念とリーガルサポートの成立過程と役割」

５．平成 25 年 8 月 11 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 4･5】
　①　「リーガルサポートの報告制度」
　②　「知的障害者の理解」
　③　「保佐、補助、監督の基礎実務」

６．平成 25 年 8 月 28 日　新宮支部研修（新宮市）　【単位 2】
　「会社法・商業登記に関する留意点」

７．平成 25 年 8 月 31 日　リーガル研修（田辺市）　【単位 4･5】
　①　「法定後見等の相談･申立」
　②　「成年後見の基礎事務①」
　③　「成年後見の基礎事務②」

８．平成 25 年 9 月 1 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 4･5】
　①　「任意後見の基礎事務」
　②　「認知症の理解」
　③　「後見業務への心構え、後見人等の倫理」

９．平成 25 年 9 月 7 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 4･5】
①　「精神障害者への理解」
②　「成年被後見人の選挙権の剥奪」
③　「成年後見制度の理念とリーガルサポートの成立過程と役割」

１０．平成 25 年 9 月 8 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 4･5】
①　「リーガルサポートの報告制度」
②　「知的障害者の理解」
③　「保佐、補助、監督の基礎実務」

１１．平成 25 年 9 月 29 日　橋本支部研修（橋本市）　【単位 3】
①　「相続財産管理人（総論）」
②　「法律専門職の職業倫理と業務賠償責任保険」

１２．平成 25 年 10 月 18 日　御坊支部研修（御坊市）　【単位 2】
「相続財産管理人（総論）」

１３．平成 25 年 10 月 18 日　相続財産管理人等指定研修（和歌山市）　【単位 1･5】

１４．平成 25 年 10 月 19 日　新宮支部研修（新宮市）　【単位 3】
①　「相続財産管理人（総論）」
②　「法律専門職の職業倫理と業務賠償責任保険」

１５．平成 25 年 10 月 25 日　御坊支部研修（御坊市）　【単位 3】
「昨今の相談事例から」
「用法違反、賃借権の無断譲渡・転貸」

１６．平成 25 年 10 月 31 日　御坊支部研修（御坊市）　【単位 3】
「借地借家の更新をめぐる諸問題」
「金銭をめぐる諸問題」

１７．平成 25 年 11 月 8 日　御坊支部研修（御坊市）　【単位 2･5】
「保険法から見た司法書士業務賠償責任保険」
「法律専門職の職業倫理と業務賠償責任保険」

１８．平成 25 年 11 月 9 日　田辺支部研修（田辺市）　【単位 3･5】
①　「相続財産管理人（総論）」
②　「少数株式の整理」

１９．平成 25 年 11 月 13 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 2】
「法定後見の実務・情報交換」

２０．平成 25 年 11 月 15 日　リーガル研修（和歌山市）　【単位 2】
「任意後見の実務・情報交換」

２１．平成 25 年 11 月 15 日　御坊支部研修（御坊市）　【単位 1･5】
「司法書士業務責任と賠償責任保険の有り様をめぐる諸問題」

２２．平成 25 年 11 月 16 日　年次制研修（田辺市）　【一般参加会員　単位 5】

２３．平成 25 年 11 月 19 日　和歌山支部研修（和歌山市）　【単位 2】
「相続財産管理人（総論）」

２４．平成 25 年 11 月 23 日　会員全体研修会（和歌山市）　【単位 4】
「執務検討委員会による戸籍取得・本人確認」

２５．平成 25 年 11 月 24 日　橋本支部研修（橋本市）　【単位 3】
①　「借地借家の更新をめぐる諸問題」
②　「金銭をめぐる諸問題」

２６．平成 25 年 11 月 30 日　年次制研修（和歌山市）　【一般参加会員　単位 5】

２７．平成 25 年 12 月 7 日　新宮支部研修（新宮市）　【単位 3】
①　「借地借家の更新をめぐる諸問題」
②　「金銭をめぐる諸問題」

２８．平成 25 年 12 月 21 日　田辺支部研修（田辺市）　【単位 4】
①　「保険法から見た司法書士業務賠償責任保険」
②　「法律専門職の職業倫理と業務賠償責任保険」
③　「司法書士業務責任と賠償責任保険の有り様をめぐる諸問題」

２９．平成 26 年 2 日 8 日　田辺市支部研修（田辺市）　【単位 4】
①　「借地借家・昨今の相談事例から」
②　「民法改正　法務省による中間試案の解説と司法書士からみた中間試案」

３０．平成 26 年 2 月 15 日　会員全体研修会（和歌山市）　【単位 4】
①　「改正家事審判法」
②　「債権法改正　」

３１．平成 26 年 2 月 17 日　和歌山支部・岩出支部合同研修（和歌山市）　【単位 1】
「株式譲渡」

３２．平成 26 年 2 月 18 日　和歌山支部・岩出支部合同研修（和歌山市）　【単位 1･5】
「少数株主の整理」

３３．平成 26 年 2 月 19 日　和歌山支部・岩出支部合同研修（和歌山市）　【単位 1･5】
「株主整理に関する会社法改正と事例研究」

３４．平成 26 年 2 月 20 日　和歌山支部・岩出支部合同研修（和歌山市）　【単位 1･5】
「後見申立の実務」

３５．平成 26 年 2 月 21 日　和歌山支部・岩出支部合同研修（和歌山市）　【単位 1･5】
「後見人就任後の実務」

３６．平成 26 年 3 月 1 日　田辺支部研修（田辺市）　【単位 3】
「司法書士からみた民法（債権関係）の改正」

３７．平成 26 年 3 月 1 日　新宮支部（新宮市）　【単位 4】
①　「民法改正と児童福祉法」
②　「子どもの権利条約」

３８．平成 26 年 3 月 5 日　新宮支部（新宮市）　【単位 1･5】
「子どもとの接し方」

３９．平成 26 年 3 月 9 日　橋本支部（橋本市）　【単位 3･5】
「簡裁代理権の本人訴訟支援の執務のあり方」

合計　１２０・５単位

平成２５年度単位制研修 単位取得状況報告書

１．会員数について

（１）平成 26 年 3 月末日現在の会員数　　１６８　名

（２）上記（1）のうち平成 25 年度の途中に入会した会員数
（新規登録・変更の登録の双方）

９　名

２．単位の取得数**【平成 25 年度の途中に入会した会員を除く】**

（１）所定の単位取得者〔12 単位以上の取得者で、そのうち 6 単位以上を実施要領第 5 条 3 項に定める甲類研修（連合会、ブロック会及び司法書士会が主催する研修もしくは視聴通信研修、課題通信研修）によって取得した会員の数〕

９７　名

（２）所定の単位不足者〔0.5 単位以上 12 単位未満の会員数〕

４５　名

（３）単位未取得者（0 単位）の会員数

１７　名

※　(1)～(3)の合計は、平成 26 年 3 月末日の会員数から上記 1.(2)の会員数を引いた数と同じ

（４）会員の平均取得単位数〔会員の全取得単位／会員数〕

１４．０　単位

平成２５年度　広報部事業報告

広報部長　谷　口　文　利

平成２５年度の事業計画に基づき、下記の事業を実施いたしました。

（１）ホームページの管理、運営
①新会長挨拶アップ
②役員名簿、財務諸表、事業報告、収支計算書、事業計画、支部に関する事項の更新
③市民への情報公開
予算概算　　月、金１５，７５０円（但し、月５回更新迄）
実施時期　　平成２５年４月～平成２６年３月

（２）市民への情報公開
①本会に関する情報
ホームページで情報公開（更新）
②会員の情報
ホームページのお近くの司法書士「会員名簿」で公開（更新）

（３）会報きのくにの発行
第４１号をホームページの会員向情報に掲出

（４）きのくにエクスプレスの発行
①部会報告書等
随時、ホームページの会員向情報にアップ（更新）
②平成２５年新入会員紹介
平成２６年２月１８日　ホームページの会員向情報「きのくにエクスプレス（Ｈ２５年度会員の異動）」に掲出（更新）

（５）司法書士総合相談センターの広報及び各種キャンペーンの広報
①司法書士総合相談センターの広報
ラジオー「和歌山放送ニュース」、又は交通情報において（他社との連合提供）
提供クレジット＋２０秒ＣＭ実施
平成２５年４月～平成２６年３月
毎週月曜～金曜の午前８時１５分、正午、夕方（2～3 月のサイクルで変更）
４～８月（午前８時１５分）、９～１０月（正午）→ニュース
１１～１２月（午後５時４８分頃）→交通情報
１～３月（午前８時１５分）→ニュース
②高齢者・障害者のための成年後見相談会の広報（平成２５年９月１６日）
相談者数：４人

1. 県民の友・市報わかやまへの記事掲載依頼
　　県民の友９月号、市報わかやま９月号に掲載
2. 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼
　　ラジオ「県庁だより」・・・９／６～９/１５
3. 県・市町村・裁判所・法務局等関係団体へのポスター掲示依頼
4. 報道各社への報道方依頼
　　わかやま新報（8/28 一面掲載）リビング和歌山（9/14 掲載）
　　朝日新聞（9/5 掲載）
5. ホームページへの掲出
6. ポスター（230 部）・リーフレット（5,000 部）作成
　　印刷代金 118,650 円はリーガルサポートで負担

③法の日「司法書士法律相談」の広報
（平成２５年１０月１日～７日）
相談者数：４３人
1. 県民の友・市報わかやまへの記事掲載依頼
　　県民の友９月号に掲載、市報わかやまは９月号に掲載
2. 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼
　　ラジオ「県庁だより」・・９／３～９／２７
3. 当会独自のポスター（230 部）・リーフレット（5,000 部）作成
4. 県・市町村・裁判所・法務局等関係団体へのポスター掲示依頼
5. 報道各社への報道方依頼
　　読売新聞（9/17 掲載）、リビング和歌山（9/28 掲載）
　　テレビ和歌山（9/23 放送）、ＮＨＫ（9/28 放送）
6. 広告
　　毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、産経新聞（9/22 朝刊和歌山版掲載）
7. ホームページへの掲出

④「相続登記はお済みですか月間」の広報
平成２６年２月１日から２月２８日
相談者数：６０人
1. 県民の友・市報わかやまへの記事掲載依頼
　　県民の友　２月号に掲載
2. 県のテレビ・ラジオ番組での広報依頼
　　テレビ「県民チャンネル」・・１月２１日～２月２２日
　　ラジオ「県庁だより」・・１月１１日～２８日
3. 県・市町村・法務局等関係団体へのポスター掲示依頼
4. 報道各社への報道方依頼
5. 毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、産経新聞での広告掲載
（1/26 朝刊和歌山版掲載）
6. ラジオスポットＣＭ実施（２月３日～２１日　２０秒ＣＭ　４０本）

7. ラジオスタジオ出演による広報（１月２２日、１月２４日）

① 1 月 22 日（水）　出演者　伊澤副会長、後藤部員（相続問題について）
シナリオ作成　伊澤副会長

② 1 月 24 日（金）　出演者　濵田元紀部員、金子部員、谷口部長
（後見問題について）
シナリオ作成　濵田元紀部員

8. テレビ和歌山取材（２月３日）・・夕方のニュースで放送

9. ホームページへの掲出

（６）その他

ホームページの会員向情報の「フォトライブラリー」メニューに、定時総会フォトをアップ

以　　上

平成２５年度　相談事業部事業報告

相談事業部長　　戸　井　洋　木

第１　平成２５年度事業報告

１　平成２５年度（平成２５年４月～平成２６年３月）の相談事業
（氏名については，敬称略）

（１）相談について

・司法書士総合相談センター（和歌山・田辺・橋本で開催。和歌山は毎週土曜日，田辺では原則第１土曜日，橋本では第２土曜日）
・法テラスセンター相談（第２・第４金曜日）
・「法テラスの日」記念相談会（４月２３日）
・一日総合行政相談所　橋　本　（１０月１１日　勇川）
　田　辺　（１０月１８日　鈴木，栗林）
　和歌山　（１０月２４日　戸井，北野，西本晋）
　那智勝浦（１０月３１日　榎本）
・和歌山県多重債務者無料相談会
　橋　本（１１月２４日　西岡）
　御　坊（１１月２４日　濱田泰）
　岩　出（１２月　１日　土津田）
　新　宮（１２月　１日　加藤）
　和歌山（１２月　８日　木村直）
　有　田（１２月　８日　井口）
　和歌山（１２月１５日　中村和）
　田　辺（１２月１５日　栗林）
・全国一斉！法務局休日相談所
　９月２３日　和歌山，岩出，橋本，田辺，御坊
　中村善，福留，伊澤徹，西櫻，戸上，更谷，浅井，
　野嶋，和田，楠本，鈴木，寒川
・専門士業よろず無料相談会（１１月１８日）
・白浜町社会福祉協議会主催の多重債務相談会（月１回）に相談員を派遣（田辺支部に委託）
・和歌山市役所主催の司法書士相談（月１回）に相談員を派遣（和歌山支部に委託）。
・紀の川市社会福祉協議会主催の無料相談会（月１回）に相談員を派遣（岩出支部に委託）

（２）その他相談関連について

・１１月３０日，生きるためのなんでも相談村（和歌山城西ノ丸広場）後援。相談員を派遣（和田，森脇，山本美，戸井）。

・１月２５日，近司連，リーガルサポート和歌山支部と共催で，巡回無料相談会（かつらぎ町妙寺）を開催（本会からは中村和，浅井，戸井）。

（３）司法書士総合相談センター（和歌山・田辺・橋本）について

①　平成２５年度（平成２５年４月～平成２６年３月）の状況について和歌山，田辺，橋本で総相談件数は，５４４件となっている。

②　相談の内訳については次の通り

Ⅰ	登記関係	１５１件
Ⅱ	民事一般事件（相隣関係，金銭トラブル等）	１９４件
Ⅲ	家事事件（相続，後見等）	１０３件
Ⅳ	多重債務事件	２８件
Ⅴ	その他（相談票に記載がないものを含む）	６８件

（４）ＡＤＲセンターの運営について

別紙参照。

第２　総括

（１）司法書士総合相談センター

・相談件数は大幅に増加した（平成２４年度３２９件，平成２３年度２３３件）。登記関係は約１．５倍（平成２４年度１０３件），民事一般事件も約１．５倍（平成２４年度１２６件），家事事件は約２倍（平成２４年度５７件）となっている。これは，和歌山放送ラジオ、新聞などの広報活動により，平成２４年度に引続き司法書士の認知度が上がっていることによるものと思われる（件数には日司連の司法書士会電話相談センター約１８０件を含んでいます）。

・相談センターの認知媒体については，平成２４年度と同じく「自治体等，公的機関」（４３件），及び「新聞」（６９件）が多いが、「ホームページ」（４２件）もそれに次いでいる。従来型の広報活動に加え，インターネットを通じた広報活動も効果的であると感じられる。従来型の広報活動についていえば，信頼性のある「自治体等，公的機関」，紙媒体である「新聞」が上位であることから，回覧板等を通じた広報も効果的と思われる。実際、一日総合行政相談所での相談（和歌山）においては、相談者の多くが回覧板を見て来られていた。

・田辺の相談会については，平成２５年度も平成２４年度と同様に，１回あたり１０～１４件程度の相談件数であった。和歌山における相談件数が増加していることからして，田辺においても潜在的な相談ニーズがあると思われるので、今後も地元支部会員と協力しながら十分な広報活動を行い，相談ニーズの掘起しをしていく必要がある。また，橋本については，相談

件数の顕著な増加が見られていないが、和歌山,田辺と同様に潜在的な相談ニーズはあると思われるので，積極的に広報活動を行い，司法書士による無料相談の認知度を上げることにより，相談ニーズの掘起しをするとともに，市民の相談欲求に応えられるように努める必要がある。

（２）その他

・事業計画に掲げた巡回相談については，１回しか実施できなかった。司法過疎地での法律相談ニーズは確実に存在すると思われるので、今後は，対応方法，相談員の負担等の諸事情を考慮した上で，その要求に応えられるよう努めていくべきである。

以　　上

平成２５年度 ADR 運営委員会事業報告

和歌山県司法書士会 ADR センター
センター長　松下忠弘

１．調停の受付・実施状況

　平成２５年度（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日）における受付・実施状況は次のとおりです。

受付案件０件
（個別問い合わせ　２件）
調停実施０件

２．近司連 ADR センター担当者情報交換会

平成２５年１２月５日（木）午後６時００分～午後８時００分
大阪司法書士会館（出席者　１３名　和歌山会から森脇･松下の２名出席）

　近畿各単位会の ADR 担当者が集まり，各 ADR センターの活動状況や利用状況，研修内容等について情報変換をすることにより，今後の運営に役立てることを目的として開催された。

３．今期の反省と来期の予定

　今期は受付案件がなく、会員に ADR 事業の PR が不足しているものと思われるので，説明用の小冊子などの作製を考えたい。また、調停員のスキル向上のためのＡＤＲ研修を継続したい。

以上

執務検討委員会報告および今後の課題

執務検討委員会
委員長　稲　垣　　淳

１，平成２５年度執務検討委員会報告

（概略）

平成２４年度に執務検討委員会が設置され，平成２４年度は６回の会議を開催し，平成２５年度は第７回会議から第１１回会議まで５回の会議を開催しました．

第７回から第９回会議までの３回の会議では平成２４年度に引続き論点項目（論点整理を行う検討項目のことを言います．下記「参考」に表示しています）に対する論点整理を行ってきました．第１０回会議からは，それぞれの論点項目の個別論点について問題点を検討し規範の定立作業に着手しました．

（補足）

第９回会議までで，それぞれの論点項目について，一通り論点整理が終了しました．ただ，論点整理については，それぞれの論点項目についてすべての問題提起ができたわけではないため，今後，引続き新たな問題点の発掘に努めることや，会員から論点表を提出していただくなど，問題提起を受け付けていく必要があります．

第１０回会議からは，論点整理がなされた論点項目の個別論点について，問題点の検討（何が問題になるのか，それがどうして問題になるのかということ）および規範定立（問題となった場合にその問題に対して，どのように対処・対応すべきなのか）について議論を行っています．第１０回会議および第１１回会議では「戸籍請求」の論点項目について規範定立のための議論を行いました．

論点整理の段階で，個別論点についてそれを論点として取り上げるべきかを検討する中で，問題点の検討や規範定立についての議論も行われていることから，問題点の検討および規範定立過程では，さらに具体的・細部の問題の検討を行い，適切妥当な，司法書士として当然求められる規範を定立していくことが必要になります．

２，個別論点に対する規範定立過程における課題

（１）　個別論点に対する規範は，一義的に定まることは多くはないと思われるため，複数の価値判断を示すことや，類型的に整理したうえで，それぞれについて価値判断を示すことも想定しています.

（２）　個別論点に対して，問題点から出発して，論理必然的に定まる規範を示すことで，実務に支障が生じ，実務そのものができなくなることや，困難になるのは避けなければなりません.

　そこで，実務に支障が生じないことを前提とした規範のあり方を見定めて，それに対する論理を構成することを考えることも想定しなければなりません．ただ，この場合に社会的常識，法律的論理に反すること（裁判で通用しないような法律構成）にならないようにすることも求められると考えています.

３，執務検討委員会の成果の公表方法について

　執務検討員会の会議の成果を広く会員の全員に知っていただけるよう, 成果の公表方法を検討していきたい.

　研修部等から資料の提供や, 研修テーマの担当の要請があった時には積極的に協力して，今までの成果を公表していきたい.

（参考）

　個別論点の検討項目（論点項目）である A 司法書士総論と B 司法書士各論の２つの大項目についてのテーマ掲げておきます．論点表を提出される場合にご参考にしてください.

A，司法書士総論の論点項目

（１）品位の保持
（２）報酬
（３）戸籍請求
（４）広告宣伝
（５）社会的活動
（６）他業種との関係（弁護士・行政書士等との業際問題等）
（７）本会との関係（研修会の参加等）
（８）司法書士相互間の関係
（９）補助者

B，司法書士各論の論点項目

（１）不動産登記業務

（２）商業・法人等登記業務

（３）簡易裁判所訴訟代理業務

（４）書類作成業務

（５）訴訟・申立て等における本人訴訟支援業務

（６）成年後見人等財産管理業務

（７）ＡＤＲ業務・相談業務

（８）一般法律事務業務

（９）供託業務

以　上